

千葉県告示第247号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年3月29日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年3月29日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
大森町10号線	中央区大森町528番から 中央区大森町446番21まで	前	5.46 ～5.70	76.3
		後	6.00 ～6.00	
大森町12号線	中央区大森町446番75から 中央区大森町449番2の6まで	前	3.90 ～4.44	48.7
		後	3.95 ～6.00	